

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、神崎市
土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和 7 年 5 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	實松 尊徳	神崎市神埼町本堀3130番地17	令和 7 年 4 月 1 日
〃	金澤 智寿子	佐賀市東佐賀町15番18号	〃
〃	荒木 とも子	神崎市神埼町姉川1900番地	〃